

ワーキングホリデー及び学生査証（ビザ）で滞在される皆様へ

当地に滞在する邦人のうち、特にワーキングホリデーと学生の方から以下のようなトラブル報告が寄せられています。

特に年末年始となるこの時期は、オーストラリア国内（以下「当国内」という。）の公的機関等の休暇時期とも重なり、これらのトラブルへの対処に時間を要することが考えられます。

不測の事態に巻き込まれず、安全・安心に生活を送るために、注意事項を以下のとおりご案内します。

1 オーストラリア滞在中に発生する可能性のある問題

（１）住居探しの注意点

当地の住居探しで最も安心な手段の一つは、信頼の置ける大手の不動産業者に依頼することです。ただし、契約手数料の発生などの理由から、多くの方はネット上の掲示板等の情報を頼りに家探しを行うことがあると承知しています。

不動産業者を介さずに住居契約を締結する場合、大家個人との直接契約になることが多いです。この結果、作成された住居契約書が当国内法に則した形になっておらず、住居契約書内に記載されるべき事項が明記されていないこと等によるトラブルも散見されます。住居契約を検討する際には、契約書内に必要な事項が記載されているかを十分ご確認ください。

（２）住居契約（詐欺事案）

インターネットやSNS上で入手可能な住宅情報の中には、詐欺に当たるものもあり得ます。特に契約に至るまでの手続きをネット上だけで完結する場合には、大家と直接会うことなく契約を行い、住居関連費用の支払いを完了した後、大家との連絡が全く取れなくなるという事態もあります。全てのやり取りをネット上だけで終えてしまうことは便利であるものの、詐欺行為のリスクがあることに十分注意してください。

できる限り実際の物件の事前の確認等を行うとともに、音信不通とならないよう様々な連絡手段を確立するよう注意してください。詐欺行為にあわれた場合は、以下の機関にご相談ください。

●Service NSW-Report fraud :

<https://www.service.nsw.gov.au/transaction/report-fraud>

●City of Sydney-Report unauthorised and illegal accommodation :

<https://www.cityofsydney.nsw.gov.au/report-issue/report-unauthorised-and-illegal-accommodation>

(3)「ボンド」の返金トラブル

住居契約の締結時に支払う「ボンド」があります。入居時の「保証金」に相当するものであり、一般的には、退去時に住居の修繕等の必要がなければ返金される費用です。ただし、オーナーと直接契約を取り交わす場合には「ボンド」が返金されないケース等のトラブルも散見されます。

本来「ボンド」は豪州にある専門機関の口座に供託するものであり、オーナーに支払うものではなく、支払い後もしっかりと領収書をもらい、きちんと保管しましょう。このようなトラブルに遭った場合は、以下の機関にご相談ください。

●Tenant's Union of NSW <https://www.tenants.org.au/factsheet-15-share-housing>

●NSW Fair Trading <https://www.fairtrading.nsw.gov.au/>

(4) 住居契約締結後に発生する問題

(ア) 契約内容と異なる場合

契約したはずの住居と異なる住居に入居させられるケースもあります。このような場合には住居契約書に書かれている内容が非常に重要となりますので、締結する契約書の内容については、事前によく確認をした上で署名してください。

(イ) シェアメイト

入居後に発覚する問題としてシェアメイトとの関係があります。部屋の使い方に問題がある場合や、勝手に私物を借用されてしまう等、折り合いが悪くなる場合があります。このような問題に遭遇しないためにも、住居見学時には、室内（特に共用となる部分）をよく確認してください。また、シェアメイトとはコミュニケーションが取りやすいかを確認するために声を掛けるなどして、部屋の雰囲気を把握するよう努めてください。

(ウ) セクハラ問題

大家や同居人、住居見学時の案内人がセクハラ加害者になる場合があります。特に女性の場合、特定の空間に自分一人でいる状況はセクハラに遭遇する可能性があります。物件の見学・訪問時には友人・知人に同行してもらう方が安全です。また、予防策を講じるだけでなく、セクハラに遭遇してしまった場合の心構えや対処方法（警察（電話番号：000）への即時通報）などをあらかじめ考えておくことによって必要な行動が取れるようになります。

2 就業活動に関する問題

当国内における就業上の問題については当国内法令に則った対応が取られることになります。問題事案に関するご相談は以下の機関にご照会ください。なお、ご相談時の使用言語は基本的には英語ですが、『日本語通訳サービス』（電話番号：131-450）の利用もできますので、詳しくは以下3を確認ください。

●Fair Work Ombudsman : <https://www.fairwork.gov.au/language-help/japanese>

●SafeWork : <https://www.safework.nsw.gov.au>

(1) 就業先に関連する問題

(ア) 傷病（海外旅行傷害保険）

就業期間中に怪我や病気になる可能性も残念ながら否定できません。当国内の病院では治療費が非常に高額であり、入院となれば数万ドルの費用を請求されることも珍しくありませんので、不測の事態に備えて、海外旅行傷害保険へ加入することを強くお勧めします。

(イ) 労働条件

労働契約書上にある給与額や就業時間、支払時期、残業の有無、休暇、労働中の負傷等に関する事項とともに、タイムカードの有無に関しても確認しておくことが重要です。

また、職種ごとに異なる最低賃金が定められています。参考までに、21 歳以上の従業員であれば最低時給は\$24.10、有給休暇がない場合は\$30.13（2024 年 12 月現在）ですが、詳しくは以下のリンクを確認してください。

●Fair Work Ombudsman -pay :

<https://www.fairwork.gov.au/language-help/japanese#pay>

(ウ) 不当解雇

ある日突然、解雇を言い渡される事案があり、そのような中には、解雇前に働いた賃金が支払われない事案もあり得ます。不当な解雇については、不服の申し立てができますので、以下のリンクを参考に対応することをお勧めします。

●Fair Work Commission - Unfair dismissal :

<https://www.fwc.gov.au/job-loss-or-dismissal/unfair-dismissal>

●Industrial Relations Commission of NSW - Unfair dismissal :

<https://irc.nsw.gov.au/awards-agreements-and-decisions/unfair-dismissals.html>

(エ) 低賃金及び不当な残業

当初の説明よりも低い給料しか支払われない、また、残業を課せられたにも拘わらず、残業代が支払われない等の事案もあります。これらに関しても、以下のリンクを参考に対応することをお勧めします。

●Fair Work Ombudsman : <https://www.fairwork.gov.au/language-help/japanese>

(オ) 危険が伴う労働環境

農場（ファーム）等では重機や可燃物を取り扱う危険な業務に従事する機会が有り得るため、事故等による怪我のリスクが高まります。労働内容や労働環境の他、勤務期間中に発生した傷病等に対して、労働契約書上にはどのように書かれてあるのかを事前に確認ください。

また、農場で発生した事故等については、労働災害保険の対象にはならないケースがあります。合法的な労働環境での就業となるよう、労働契約を締結する際に十分確認ください。

なお、労働環境等に関する詳しい案内は、以下リンクにある SafeWork のホームページを

参考にしてください。

●SafeWork : <https://www.safework.nsw.gov.au>

(2) 詐欺事案（就職先の斡旋）

個別に「稼げるアルバイト」と紹介され、事前の「登録料」として数百ドルもの振り込みをさせられる詐欺行為が存在します。これらの詐欺行為は、金銭の振り込みが終了した後、仕事を斡旋していた人物との連絡が全く取れなくこともあり得ます。このような詐欺にあってしまった場合には、警察（電話番号：000）に相談してください。

このようなトラブルに遭わないためにも、見知らぬ人物からの誘いには安易に乗らないことが非常に重要です。

3 日本語での相談（翻訳通訳サービス）

通訳を必要とする方のため、豪州政府が運営する 24 時間対応の通訳サービス「TIS (Translating and Interpreting Service) National Contact Centre」があり、以下の手順で日本語通訳のサポートを得ることが可能です。病院、警察、公共交通機関、電話会社、不動産、旅行等あらゆる機会において通訳者が電話越しに対応してくれます。政府機関とのやり取りをする場合は、政府機関がその費用を支払います（一部の企業およびコミュニティサービスでも無料の通訳サービスを提供することもあります）。

(1) オーストラリア国内から 131450 に電話（オーストラリア国外からの場合+61 3 9268 8332）。

(2) 英語のオペレーターが出るので、”Japanese、Please” と伝える。

(3) 通訳者に繋がったら、通話したい相手の組織名と電話番号を伝える（連絡先組織の営業時間内に電話する必要があります）。

(4) 通訳者から相手の電話番号に連絡をして、3 者通話の形式で通訳される。

(5) 医療関係の通訳に関しては、担当医師に Doctor's Priority Line（医師優先ライン）の利用を希望するとお伝えください。依頼後、TIS National Contact Centre に電話通訳が手配されることになります。

4 その他

当地において、急病、事件、事故、生活苦等、自分だけでは解決できない状況にある場合は、当館にて現状やご事情をお伺いした上で、日本にいるご家族への連絡や、当地支援団体の情報提供等のアドバイスも行うことが可能です。お困りの場合には、当館領事班までご連絡ください。

E メール: cgryoji@sy.mofa.go.jp

電話: 02-9250-1000